

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

妙高市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 新井地域

#### (1) 現況

本地域は、旧新井市の北部に位置し、水田ほ場の多くが基盤整備を完了していることから、生産条件が良く、担い手への農地集積が徐々に進んでおり、営農を通じて国土の保全や景観形成等の多面的機能の発揮が図られている。しかし、規模拡大に伴い、担い手の農地や農業用施設の保全管理に係る負担が大きくなってきていることから、地域共同で保全管理を行う体制の整備が必要であるとともに、一部の地域では傾斜地など生産条件が不利な地域があるため、持続的な農業生産に向けた取組が必要である。

また、この地域の自然環境は農業生産活動が営まれる中で形成されてきたものであり、その保全を進めるためには、農業生産方式を環境保全を重視したものに転換していく必要があることから、自然環境の保全に配慮した農業の生産方式の普及・定着を図る必要がある。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（以下「法」という。）第3条第3項各号に掲げる事業の実施を推進する。これにより、農業者だけでなく地域住民や関係団体等との地域共同による保全管理体制の整備や、生産の組織化など持続的な営農体制の構築を図るとともに、生物多様性の保全や地球温暖化防止に効果の高い営農活動を展開し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2. 新井南部地域

#### (1) 現況

本地域は、旧新井市の南部に位置し、急傾斜地であって地すべりが発生しやすい条件から、基盤整備は難しく、平場地域と比べて生産条件の格差が大きく、耕作放棄地の発生が懸念されることから、持続的な農業生産に向けた取組が必要で

あるとともに、農業者の減少や高齢化に伴い、農地や農業用施設の保全管理に係る農業者の負担が大きくなってきていることから、保全管理のための共同活動を推進する必要がある。

また、この地域の自然環境は農業生産活動が営まれる中で形成されてきたものであり、その保全を進めるためには、農業生産方式を環境保全を重視したものに転換していく必要があることから、自然環境の保全に配慮した農業の生産方式の普及・定着を図る必要がある。

## (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業の実施を推進する。これにより、農業者だけでなく地域住民や関係団体等との地域共同による保全管理体制の整備や、生産の組織化など持続的な営農体制の構築を図るとともに、生物多様性の保全や地球温暖化防止に効果の高い営農活動を展開し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 3. 妙高高原地域

### (1) 現況

本地域は、旧妙高高原町に位置し、一部の条件の良い農地は基盤整備が完了しているが、未整備地の多くは傾斜があるため基盤整備が難しく、平場地域と比べて生産条件の格差が大きく、耕作放棄地の発生が懸念されることから、持続的な農業生産に向けた取組が必要であるとともに、農業者の減少や高齢化に伴い、農地や農業用施設の保全管理に係る農業者の負担が大きくなってきていることから、保全管理のための共同活動を推進する必要がある。

また、この地域の自然環境は農業生産活動が営まれる中で形成されてきたものであり、その保全を進めるためには、農業生産方式を環境保全を重視したものに転換していく必要があることから、自然環境の保全に配慮した農業の生産方式の普及・定着を図る必要がある。

### (2) 目標

(1)を踏まえ、法第3条第3項各号に掲げる事業の実施を推進する。これにより、農業者だけでなく地域住民や関係団体等との地域共同による保全管理体制の整備や、生産の組織化など持続的な営農体制の構築を図るとともに、生物多様性の保全や地球温暖化防止に効果の高い営農活動を展開し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

#### 4. 妙高地域

##### (1) 現況

本地域は、旧妙高村に位置し、比較的平坦で水田ほ場の多くが基盤整備を完了しているが、黒ボク土のため、他と比べて生産条件の格差が大きく、持続的な農業生産に向けた取組が必要であるとともに、農用地や老朽化した農業用施設の保全管理に係る農業者の負担が大きくなってきていることから、保全管理のための共同活動を推進する必要がある。

また、この地域の自然環境は農業生産活動が営まれる中で形成されてきたものであり、その保全を進めるためには、農業生産方式を環境保全を重視したものに転換していく必要があることから、自然環境の保全に配慮した農業の生産方式の普及・定着を図る必要がある。

##### (2) 目標

(1)を踏まえ、法第3条第3項各号に掲げる事業の実施を推進する。これにより、農業者だけでなく地域住民や関係団体等との地域共同による保全管理体制の整備や、生産の組織化など持続的な営農体制の構築を図るとともに、生物多様性の保全や地球温暖化防止に効果の高い営農活動を展開し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	妙高市全域	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業

### 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

### 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

#### (1) 対象農用地の基準

##### 1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただ

し、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

#### ア 対象地域

##### ①特定農山村地域

旧新井市の旧平丸村、旧矢代村

旧妙高高原町全域

旧妙高村の旧関山村、旧大鹿村、旧豊葦村

##### ②山村振興地域

旧新井市の旧矢代村

旧妙高高原町の旧杉野沢村

##### ③過疎地域

妙高市全域

##### ④特別豪雪地帯

妙高市全域

##### ⑤指定棚田地域

棚田地域振興法により指定された指定棚田地域

#### イ 対象農用地

##### ①急傾斜農用地

a 田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上

b 勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

##### ②緩傾斜農用地

(ア) 人口の著しい減少により地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備が他の地域に対して低位にある過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の指定地域）を対象とし、以下の要件を満たすものとする。

a 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

緩傾斜農用地が、急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な農用地に限る。）

b 急傾斜地と緩傾斜地等の複数の団地

集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる、急傾斜

地と緩傾斜地を含む複数の団地の合計面積が、1 h a 以上となる場合。  
ただし、指定棚田地域は除く。

(イ) 生産条件の不利性が認められる旧妙高村の黒ボク土壌の田（参考資料参照）

ただし、指定棚田地域は除く。

③自然条件により小区画・不整形な田

④積算気温が著しく低く、かつ、草地比率が70%以上の地域の草地

## (2) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、当市の人・農地プランに搭載された者など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

## (3) その他必要な事項

集落協定の共通事項集落協定にあらかじめ位置づけられた土地改良事業またはこれに準ずる事業を通年施行により実施している農用地については交付対象とする。

交付対象農用地が自然災害を受けた場合、その復旧計画を市長に提出するとともに当該復旧計画を協定に位置づけることにより、引き続き交付金交付対象とすることができる。

協定構成員の事務負担の軽減のため、必要に応じて、事務の委託の促進を図るものとする。

## 旧妙高村農用地の土壌について

旧妙高村の稲栽培においては、地力が少ないために他市町村と比較して、土づくりに経費と労力がかかると以前から言われてきた。

このことを数値で示すために、旧中頸城農業改善普及センター妙高支所が旧妙高村内の農用地10ヵ所を対象に採土し、農業総合研究所で分析した。診断結果については、下記に示す。

## 旧妙高村の黒ボク土壌について

### 旧妙高村黒ボク土壌の診断結果

- (1) 陽イオン交換容量（CEC）が大きいのが、吸着保持力は弱く、アンモニアやカリウムが溶脱しやすい欠点がある。
- (2) 地力窒素（可給態窒素）が他の土壌と比較して6～9mg（71.2%～63.9%）と小さく、稲わらや完熟した堆きゅう肥の施用が必須である。
- (3) リン酸の固定力が強く、有効態りん酸含量は少ない（りん酸が効かない）。りん酸は水稻の活着や分けつを促進する働きがあるため、初期生育に必要である。気温やかんがい水温が低い中山間地ではりん酸が少ないと、初期生育が悪くなる。特に、旧妙高村の土壌は、有効態りん酸が小さく、りん酸吸収係数が大きいのでりん酸の固定力が強い。

### 土壌分析結果

(H12.10月採土、12月農総研で分析)

地区名	pH		可給態 窒素 mg	CEC me	有効態 りん酸 mg	りん酸 吸収係数
	H <sub>2</sub> O	KCL				
葎生①	5.8	5.5	11.6	23.4	9.8	1,380
葎生②	5.9	5.3	14.2	23.5	10.6	1,510
花房	6.1	5.1	10.9	23.5	5.0	1,670
田中	5.7	4.8	12.1	21.7	6.6	1,540
今府	5.9	5.0	15.2	20.4	11.1	1,610
橋本	6.0	5.3	13.4	29.0	6.2	1,870
四ッ屋	6.2	5.4	12.8	24.7	7.3	1,710
上中村	5.9	5.2	18.6	21.1	20.1	1,290
小野沢	6.0	5.1	12.6	22.0	17.5	1,550
八百刈	5.9	4.9	14.7	20.7	10.0	1,340
平均	5.9	5.2	13.6	23.0	10.4	1,550
多湿黒ボク土	5.9	4.7	19.1	28.6	17.9	1,810
全土壌平均	5.4	4.2	21.3	21.7	16.0	900
黒ボク土基準	5.5	5.0	15.0以上	20.0以上	10.0以上	

(注) 多湿黒ボク土：農総研で、土壌環境基礎調査（定点調査）において、平成6年から9年までに調査・分析した水田土壌25地点の平均

全土壌平均：同様に調査分析した水田土壌275地点平均

## 旧妙高村の黒ボク土壌における生産条件の不利性について

以下の理由により、旧妙高村の農用地の黒ボク土壌については生産条件不利性が認められる。

- (1) 旧妙高村の土壌は、黒ボク土壌でリン酸資材や有機物の施用など土づくりにコストがかかる。(第1表)
- (2) 土壌及び標高(200m～400mに水田が分布)による条件の不利性により、水稻の平均単収が上越市全域の平均に比べ、62kg/10a低い。(第2表)

(第1表) 土壌改良及び元肥にかかるコスト(10a当たり)

区 分	資 材 名	施用量等	施用成分			金 額 (円)
			チッソ	リン酸	カリ	
旧妙高村 (A)	フジミペレット 731	30kg	2.1	0.9	0.3	3,930
	苦土重焼燐	30kg	—	10.5	—	4,695
	元肥チャレンジャー 10	50kg	5.0	10.0	7.5	6,075
	散布時間	75分	—	—	—	1,280
	小 計		7.1	21.4	7.8	15,980
旧上越市 (B)	越後の輝きソイル米スター	30kg	—	0.3	2.1	2,400
	元肥チャレンジャー 10	40kg	4.0	8.0	6.0	4,860
	散布時間	45分	—	—	—	770
	小 計		4.0	8.3	8.1	8,030
(B) - (A)			- 3.1	- 13.1	0.3	- 7,950

資料：営農生産ガイド2020

(第2表) 市町村の平均収量

区 分	10a当たりの収量 (kg)
旧妙高村(関山)(A)	445
上越市全域(B)	507
(B) - (A)	62

資料：A：新潟県気象感応ほ調査データ(令和元年)、B：農林水産省北陸農政局統計部 北陸農林水産統計年報(平成30～令和元年)

妙高市 促進計画区域図

